

## 厚生労働大臣が定める揭示事項等

### 厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

### 診療日及び診療時間

診 療 時 間 午前9時30分～午後 5時00分

受 付 時 間 午前9時00分～午前11時30分

休 診 日 日曜日・祝祭日／年末年始12月29日～1月3日

創立記念日 (12月13日)

### ・入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。（夕食については午後6時以降）

### ・「個別の診療報酬の算定項目の分かる請求明細書」の交付について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に、「請求明細書」を無料で発行しております。また、自己負担のない場合でも、「請求明細書」を無料で発行しております。家族等代理の方が会計を行う場合等、「請求明細書」の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申しつけ下さい。

### ・入院基本料を算定している病棟の看護職員数と当該病棟入院患者の数との割合について

1日平均10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。また、1日に2以上の看護補助者が勤務しています。

9:00～17:00は看護職員一人当たりの受持数は8人以内です。また、看護補助者の一人あたり受持数は47人以内です。

17:00～9:00は看護職員一人当たりの受持数は24人以内です。また、看護補助者の一人当たりの受持数は47人以内です。（令和6年2月末在院患者47名）

### ・通院精神療法について

(イ) 患者ごとに相談内容に応じたケースマネジメントを行っています。

(ロ) 障害福祉サービス等の利用に係る相談を行っています。

(ハ) 介護保険に係る相談を行っています。

(ニ) 当院に通院する患者についての介護支援専門員からの相談を行っています。

(ホ) 市町村、保健所等の行政機関、地域生活支援拠点等との連携を行っています。

(ヘ) 精神科病院等に入院していた患者の退院後支援を行っています。

(ト) 身体疾患に関する診療又は他の診療科との連携を行っています。

(チ) 健康相談、予防接種に係る相談を行っています。

(リ) 可能な限り向精神薬の多剤投与、大量投与、長期処方控えております。